

「和歌山県動物愛護管理推進計画（素）」に対する意見提出手続（パブリック・コメント）の結果とご意見・ご提言に対する和歌山県の考え方

平成20年3月21日

和歌山県では、「和歌山県動物愛護管理推進計画（素案）」について、平成20年2月1日から2月29日の間、ホームページ等を通じ県民の皆様のご意見等を募集したところ、169人、1団体から合計167件（メール：163件、FAX：3件、手紙1件）の貴重なご意見・ご提言をいただきました。

県では、いただきましたご意見等を参考にし、計画策定させていただきます。ご協力ありがとうございました。

代表的なご意見等に対する和歌山県の考え方につきましては、以下のとおりです。

箇所	ご意見・ご提言の内容（要旨）	和歌山県の考え方
現状と課題	動物の殺処分方法を、個体ごとの麻酔薬によるものに変更すること。 保健所職員に対する教育を強化すべき。 （類似意見 134件）	「動物の殺処分方法に関する指針（環境省告示）」に基づき、処分方法を実施しています。麻酔薬による処分方法については、状況に応じて検討してまいります。
	動物を取り扱う保健所職員に対する教育を強化すべき。	現在も獣医師の資格を有した職員を配置しており、研修等を通じて今後とも資質の向上に努めてまいります。
	法律を改正すべき。	必要に応じて国に要請してまいります。
	引取りの持ち込みを制限すべき。	持込者に対し事情聴取し、やむを得ない場合に限り、引き取っております。
	犬ねこの引取り手数料を高額に設定すべき。（類似意見 130件）	引き取って譲渡又は処分を行う経費に基づき算定しており、むやみに高額な設定はできないと考えております。
具体的な数値目標	犬ねこ引取頭数の数値目標は70%以下の値とすべき。	国で策定した基本指針に即して目標を設定していますが、今後の達成状況をみながら5年後の見直し時に検討いたします。
	関係者と連携し、殺処分数を0にするという取り組みを行うべき。（類似意見 141件）	

施策1	わうくらすの拡充をすべき(学校数の増加) (類似意見 1件)	施策1に記載しています。
	ボランティアの活動に収入を得るようにする。	費用負担は困難と考えます。
	保健所や動物愛護センターに収容された動物を老人ホームや学校に導入し、教育等に利用しつつ動物の生存の機会を広げるべき。	譲渡事業において、対応しております。
	殺処分の現状について市役所、図書館、回覧板を利用して公表すべき。	啓発事業等の施策のなかで、必要に応じて対応します。
	「生命」に関する教育を実施するために、小学校等での動物飼養を推進すべき。	施策1において動物愛護精神を普及してまいります。
	動物の不適切飼育による迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルの作成を記載すべき。(類似意見 130件)	法律により、適正に対応してまいります。
行政発行の広報誌等による普及啓発活動の拡大を記載すべき。(類似意見 9件)	施策1に記載しています。	
施策2	マイクロチップ装着を義務化すべき。(類似意見 5件)	現在の法制度や経済的負担を考慮すると、義務化することは困難ですが、犬については鑑札の装着にあわせて、また、ねこについては迷子札の装着にあわせて推進してまいります。
	マイクロチップ装着を特定動物以外への装着を推進するべきでない。(類似意見59)	マイクロチップは、遺棄や逸走した場合の飼い主の特定に有効であると考えています。
	マイクロチップ装着には安全性を確認すべき。(類似意見60)	マイクロチップの不具合情報等の収集に努めてまいります。
	「しつけ方教室」を頻繁に開催すべき。	施策2に記載しておりますが、利用者の利便性等を考慮して開催してまいります。
	虐待や遺棄が発覚した場合は継続的な指導や所有権剥奪等の取締りの実施について記載すべき。(類似意見 130件)	適正飼養を指導するとともに悪質な案件については警察部局との連携を図り対処してまいりたいと考えております。
	動物の遺棄、虐待への対応・通報義務を記載すべき。(類似意見 6件)	動物愛護推進員制度を活用して、対応したいと考えています。
	登録及び予防注射が実施しやすい仕組みの構築を記載すべき。(類似意見 9件)	関係機関と連携し、登録及び予防注射の推進について取り組んでまいります。
	動物を繁殖させ、売買する場合は個人であっても動物取扱業の登録をさせること。また繁殖に使用する動物に関して制限を設けること。(類似意見 136件)	動物取扱業の登録については、現行でもご意見のとおり運用しております。また、繁殖に使用する動物に係る制限はできませんが、適正飼養を指導してまいりたいと考えております。
	動物取扱業の登録条件をもっと厳しくすべき。(類似意見 68件)	法に定められた条件の遵守を徹底してまいりたいと考えております。

施策2	ショーケースでの生体販売は止めるべき。 (類似意見 8件)	現行の法令で認められた販売方法であり、中止を求めることはできませんが、今後とも適正飼養の指導を徹底してまいります。
	ペットショップやインターネットでの生体販売を中止すべき。	
	動物取扱業者への立入指導を強化すべき。 (類似意見 5件)	施策2に記載のとおり監視指導を行ってまいります。
	悪質な動物取扱業者に対しては勧告・命令を適切に実施すべき。(類似意見 1件)	施策2に記載しております。
	動物の適正飼養について、業者が販売時等に不妊去勢措置やしつけ方等についてきちんと教えることが必要。	施策2に記載しており、法律等に記載された基準に基づき指導してまいります。
	ブリーダー等繁殖業者から出荷された日を表示するよう指導すべき。 (類似意見 8件)	
	多頭飼養者の監視指導を強化すべき。 (類似意見 132件)	「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(環境省告示)」に従い指導します。 現在も定期的な監視指導を実施しており、今後は違反事例への措置を徹底してまいります。
	飼い主のいないねこの適正管理等についてのガイドラインを作成し地域での問題解決を促すこと。(類似意見 143件)	施策2に記載している「地域ねこ対策」で検討してまいります。
	飼い主のいないねこの不妊去勢措置を行政で実施すべき。(類似意見 1件)	
	飼い主のいないねこの不妊去勢措置について助成金制度を構築すべき。 (類似意見 140件)	
	公共施設などでの飼い主のいないねこ対策の取り組みを推進すべき。公園や河川敷等で発生しているねこの問題に関して、関係者が協力して飼い主のいないねこ対策を行うことができるよう支援すること。 (類似意見 136件)	
	飼い主のいないねこに対するTNR活動及び地域ねこ活動の推進を記載すべき。 (類似意見 138件)	
	地域ねこ及び動物保護に関して明確なルールを定めること。(類似意見 130件)	
	ねこの登録制	
飼い主免許を発行	施策2に記載のとおり動物の管理の適正を指導します。	
実験動物としての犬ねこ払い下げを禁止する。又は実験動物を0にする。 (類似意見 3)	本県では、払い下げをしておりません。施策2に記載のとおり「3Rの原則」を指導します。	

<p>施策2</p>	<p>実験動物の苦痛を禁止する規定を策定する。(類似意見 135件)</p>	<p>施策2に記載のとおり「3Rの原則」を指導します。</p>
	<p>動物実験を県民へ公開する。</p>	
<p>施策3</p>	<p>引取った動物はすぐに殺処分することなく4週間程度飼養し、新たな飼い主を探すこと。飼い主の判明しない動物については飼い主を探すこと。(類似意見 136件)</p>	<p>収容施設等の現状を考慮すると、すべての動物をご意見のとおり期間、収容しておくことは困難ですが、法の趣旨に従いできる限り生存の機会を与えるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
	<p>譲渡動物の条件の拡大(老齢、病気)</p>	<p>要望に応じて対応しています。</p>
	<p>不妊去勢措置のための助成制度を導入すること。(類似意見 134件)</p>	<p>不妊・去勢措置は飼い主の責任であるため、施策3に記載のとおり普及啓発してまいります。</p>
	<p>引取動物、負傷動物、動物の死体の収容に関する記録を取り、全国的なネットワークで情報を共有すること。(類似意見 130件)</p>	<p>他府県の動向をふまえて、検討してまいります。</p>
	<p>引取りを求める飼い主に対し、殺処分の映像を見せよう等、現実をきちんと教えるべき。(類似意見 135件)</p>	<p>適正飼養を啓発してまいります。</p>
	<p>保健所や動物愛護センターに収容した動物について、テレビ、インターネットで情報を掲載すべき。(類似意見 2件)</p>	<p>譲渡事業の充実を図ってまいります。</p>
	<p>不妊去勢措置を義務化すべき。(類似意見132件)</p>	<p>義務化することは困難ですが、引取頭数の削減に向けて普及啓発に努めてまいります。</p>
	<p>行政から譲渡する動物は、不妊去勢措置を実施した後に譲渡すべき。(類似意見 131件)</p>	<p>不妊・去勢措置については、飼い主責任で実施すべきと考えており、必要性を啓発してまいります。</p>
	<p>犬ねこを引取る際に不妊去勢措置の指導を徹底すべき。(類似意見 131件)</p>	<p>引取頭数半減の目標を達成するために、従来以上に実施してまいります。</p>
	<p>動物愛護センターで引取動物の感染症検査を実施すべき。(類似意見 130件)</p>	<p>これまでも調査研究の一環として、感染症検査を実施するとともに、必要に応じて、譲渡する動物へのワクチン接種を行っており、感染防止に努めております。</p>
	<p>鑑札の装着にこだわるのではなく、所有者明示がなされること(迷子札等)に主眼をおいた対策を講ずることが必要。(類似意見 2件)</p>	<p>犬への鑑札の装着は法令で義務づけられておりますが、合わせて個体識別措置の普及啓発に努めてまいります。</p>

施策3	収容された飼い主の判明しない犬ねこについて返還をすることを獣医師が協力する旨を記載すべき。	施策3に記載のとおり、飼い主への返還に努めてまいります。
施策4	災害時に警察との連携を記載すべき (類似意見 134件)	関連する事案があれば、協力を要請します。
	避難所に動物専門救護スタッフを配置すること。	施策4に記載のとおり、関係団体と連携します。
	災害時に動物を保護すること。	施策4に記載のとおり、関係団体と連携し、動物の保護に努めます。
その他	特定動物を飼養するにあたり、特定動物飼養税を課すこと。	特定動物飼養・保管許可に際し、適正飼養が義務づけされております。また、定期的な監視を実施してまいります。
	動物愛護宝くじを総務省へ申請すること。	施策について、研究してまいります。